

平成23年1月11日

第2247号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○保安林予定森林の指定通知（7～9・森林整備課）	1
○証紙売りさばき人の指定（10・会計課）	2
○証紙売りさばきの廃止の届出（11・会計課）	3
○建設業の許可の取り消し（12・仙北地域振興局総務企画部）	3

告 示

秋田県告示第7号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 鹿角市十和田大湯字大湯168、170の1、177、178、191から193まで、205、字和町1の1、2の5から2の7まで、4、9、八幡平字袖の沢11の1、14から17まで、18の1、18の2、20の1、21の3、24の1、25の1、27の1、28の1、48、48の1、48の3、48の4、22の1・34の1・34の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字上ミ野6の1、7の4、7の6から7の9まで、7の11、7の13、7の14、7の16から7の19まで、8の2から8の30まで、8の32から8の39まで、8の41から8の52まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大湯170の1・178・字上ミ野7の19・8の33・8の34・8の50・8の51（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第8号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 南秋田郡五城目町馬場目字恋地76の2、字関ヶ沢7、にかほ市平沢字鳥台1の1、39、字十文字7の1、9
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字恋地76の2、字関ヶ沢7、字鳥台1の1・39・字十文字7の1・9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 秋田市上新城中字堂ノ前147、148

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、関係地域振興局農林部並びに関係市役所及び五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第9号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年 1 月 11 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 保安林予定森林の所在場所 由利本荘市鳥海町上川内字兎台5、8の1、にかほ市小国字館森12、14、17、字金山7、9、11、12、13の1、13の2、14、15、字臭津4、5の2、5の12、字クレキ12の2、12の3、字大谷地8の3、9の2、字狐森29、33、34、字念佛森1の3、金クソ1の1、4（次の図に示す部分に限る。）、象潟町横岡字獅子留沢62から64まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字兎台5・8の1・字館森12・14・字金山11・14・15・字臭津5の2・5の12・字クレキ12の2・12の3・字念佛森1の3・字金クソ1の1・4・字獅子留沢63・64（以上16筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 由利本荘市岩城富田字平田尻73の1（次の図に示す部分に限る。）、字古館80、85、86、89

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第10号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成23年 1 月 11 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
南秋田郡大潟村字北一丁目3番地 株式会社 ルーラル大潟	南秋田郡大潟村字西五丁目2番地	平成22年12月24日

秋田県告示第11号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第5項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成23年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した事務所の所在地及び名称

南秋田郡大潟村字北一丁目3番地 財団法人大潟村観光物産振興公社

秋田県告示第12号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年12月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社佐藤工務店
大仙市南外字広表24番地1
代表取締役 佐 藤 千枝子
秋田県知事許可（般-17）第10000号
- 3 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年12月22日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田市山王七丁目 5 番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目 5 番29号